

『施工パッケージ型積算方式（仮称）』の導入について

1. 導入主旨

- 工事の予定価格の算出方法として、従来より、機械経費、労務費、材料費を積み上げる積算方式（積上積算方式）を行ってきましたが、**積上積算方式は受発注者に多くの負担**がかかっていました。
- 公共調達制度の一部である積算の効率化は、受発注者の負担やコストの軽減に繋がり、最終的に社会資本を利用する国民にも効果が及ぶものです。
- こうした背景から、国土交通省では、**平成16年度より受発注者双方の積算労力の軽減や単価合意による変更協議の円滑化等を目的とした「ユニットプライス型積算方式」の試行**を進めてきましたが、**当該積算方式について価格の妥当性への懸念、価格の透明性の確保や弾力的な変更等の課題が指摘されてきました。**
- また、平成22年度よりほぼ全ての土木工事で総価契約単価合意方式を導入しており、**受発注者間で合意した単価の活用も可能**となっています。
- このため、積算の効率化の目的を一層果たすため、これまでの「ユニットプライス型積算方式」の**課題を改良した新たな積算方式として『施工パッケージ型積算方式（仮称）』を試行**することにしました。

2. 『施工パッケージ型積算方式（仮称）』の概要と特徴

(1) 積算の体系

- 直接工事費の積算は、基本は機械経費・労務費・材料費を一つにまとめ**施工パッケージ化された単価（以下、「施工パッケージ単価」といいます。）**で行います。
- 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の**間接費は、従来の積上積算方式と変わらず率式等を用いて計上します。**【資料1】

(2) 「施工パッケージ単価」の設定

- 直接工事費の積算に使用する「施工パッケージ単価」は、総価契約単価合意方式により**受発注者間で合意した単価（合意単価）、及び入札時に応札者から提出された工事費内訳書の単価を活用して、複数年の単価傾向や実態調査による実際の施工状況等の変動も踏まえた上で、「施工パッケージ単価」を設定します。**【資料2】

3. 「ユニットプライス型積算方式」で指摘された課題に対する対処

(1) 実態を踏まえた適切な価格の設定

- 積算上の予定価格は、施工に必要な標準的な費用を設定するものであるため、「施工パッケージ単価」の設定においては、受注者との合意単価及び応札者単価も活用し、分析を行います。
- また、複数年の単価傾向や実態調査による実際の施工状況等の変動を踏まえた上で「施工パッケージ単価」を設定します。 【資料2】

(2) 「施工パッケージ単価」の透明性の確保

- 「施工パッケージ単価」は、その設定された価格の透明性を確保するため、標準単価を公表します。
- また、積算にあたっては、標準単価を実際に工事を行う地域や時期にあつた単価（積算単価）に補正するため、標準単価から地域毎に設定される積算単価への補正方法も公表します。 【資料3】

(3) 弾力的な契約変更を実施するための積算体系

- 可能な限り弾力的な契約変更を行えるよう、以下のような仕組みとします。
 - ・「施工パッケージ単価」の設定にあたって、数量変動の生じやすい作業土工(各工種に付随して発生する土工)を分離して単独で施工パッケージ化することで、作業土工の施工量の変動に対して弾力的な変更を可能とします。 【資料4】
 - ・積算の条件区分が変わらず、施工数量が増減した場合は、施工数量の増減による変更を実施することとします。
 - ・条件区分が変わるような変更（運搬距離の変更、土質の変更、昼夜間施工の変更等）の場合は、変更後の施工条件に合致する条件区分の「施工パッケージ単価」による変更を実施することとします。

4. 試行の導入時期等

- 平成24年10月1日以降に入札を行う土木工事から『施工パッケージ型積算方式(仮称)』による積算の試行を開始します。 【資料5】
- 平成24年度の「施工パッケージ単価」は、ユニットプライス化が進んでいた舗装、道路改良、築堤・護岸の細別について、先行して設定します。
- 平成24年度の試行状況を踏まえた上で、「施工パッケージ単価」を順次拡大します。
- 「施工パッケージ単価」を導入した部分については、全ての土木工事においてこの単価を用いて積算を試行することとし、積上積算方式での積算は行いません。
- 平成24年度に入札を行う工事から、「ユニットプライス型積算方式」による積算は実施しません。

5. 『施工パッケージ型積算方式（仮称）』の試行による効果

(1) 受注者への効果

○元下間の契約の透明性の向上

・「**施工パッケージ単価**」として**直接工事費が公表される**とともに、施工パッケージ単位で総価契約単価合意を実施し、合意単価が示されることとなるため、**元下間の契約の透明性にも効果**が見込まれます。

○価格の透明性の向上

・標準単価及び積算単価への補正方法等を公表することにより、発注者の価格設定が明確化され、**受注後の単価協議や設計変更時等における受発注者の協議の円滑化**が見込まれます。

(2) 発注者への効果

○積算業務の負担軽減

・発注者の積算作業の簡素化が図られます。

○標準歩掛調査の負担軽減

・地方整備局等の職員が、毎年実施している標準歩掛調査や、標準歩掛の検討・取りまとめについて、施工パッケージ化により**単価の収集・分析を行うことで、価格の設定が簡素化**され、標準歩掛調査の負担の軽減が図られます。